

和泉市学校給食管理

システム構築等業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年6月

業務の概要

1. 業務名

和泉市学校給食管理システム構築及び保守業務

2. 目的

この要領は、現在、公益財団法人大阪府学校給食会より提供を受け、使用している学校給食管理システム(大阪Qネット)について、令和7年3月31日をもって提供が終了となることに伴い、本市の学校給食事業において、給食提供を適切に行うため、献立作成支援、栄養価管理及び食物アレルギーの管理、また帳票の出力等を一括して実施でき、導入施設間でデータ共有を自動的に行えるシステムを新規に構築し、保守することのできる事業者を選定することを目的とする。

3. 契約期間

契約の締結日から令和11年12月31日(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

各業務の履行期間

(1)システム構築業務:契約締結日から令和6年12月31日

(2)システム保守業務(利用料契約含む):令和7年1月1日から令和11年12月31日

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

契約締結予定:7月下旬

5. 契約保証金

和泉市財務規則(昭和39年5月9日規則第12号)第102条の規定に基づくものとする。なお、同規則第104条の規定に該当する場合は免除できる。

6. 提案限度額

①管理委託費(システム構築費等) 4,108,000円(消費税及び地方消費税含まない)

②システム利用費 月額94,000円(消費税及び地方消費税含まない)

※提案金額には打合せへの出席、その他連絡調整に係る経費、並びに事業実施に係る準備、諸届出等に係る費用を含めること。

※提案金額は「①管理委託費」及び「②システム利用費」それぞれの提案限度額の範囲内とするこ
と。

7. 支払条件

管理委託費:検査合格後、適切な請求書を受理した日から30日以内に支払う

システム利用費:毎月払い

応募に関する事項

8. 参加資格・失格事項

申請時において、次の(1)、(2)のすべてに該当すること。

(1) 和泉市における令和6・7年度入札参加資格を有している者。

(2) 次の要件を参加表明書の提出時点において満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- ② 国税の未納がないこと。本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合は、市税の未納がないこと。
- ③ 和泉市入札参加資格業者指名停止要綱(平成17年制定)に基づく指名停止および大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- ⑤ 参加表明者、参加表明者の役員または従業員が過去10年から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- ⑥ 公募開始日から起算して過去5年間で、自治体との業務契約を5件以上締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- ⑦ ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメント規格)等の有効期間内の資格を有していること。

(3) 次の事項に該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合。
- ② 本実施要領に定める事項に違反した場合。
- ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- ④ 実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触した事実が認められた場合。
- ⑤ 正当な理由なく選定方法に応じなかった場合。
- ⑥ 参加表明から契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合及び欠格事項に該当した場合。
- ⑦ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合。
- ⑧ 仕様書で求めている業務内容を履行できないと判明した場合
- ⑨ 提案限度額を超えた積算書(提案価格書)を提出した場合

プロポーザルの概要

9. スケジュール

	項目	期限等
1	●公表・参加表明書【様式1号】等の提出	令和6年6月12日(水)～ 令和6年6月24日(月)
2	●質問書【様式5号】の提出	令和6年6月12日(水)～ 令和6年6月26日(水)正午
3	●質問書【様式5号】に対する回答(メール)	令和6年7月2日(火)
4	●企画提案書【様式7号】等の提出	令和6年7月3日(水)～ 令和6年7月12日(金)15時まで
5	●1次選定結果及び 2次選定開催日時の通知(メール)	令和6年7月19日(金)
6	●2次選定(プレゼンテーション)	令和6年7月26日(金)予定
7	●2次選定(プレゼンテーション)結果通知	令和6年7月下旬予定
8	●2次選定(プレゼンテーション)結果HP掲載	令和6年7月下旬予定
9	●契約締結	令和6年8月上旬予定

●参加辞退書(様式第6号)の提出:2次選定の前日まで

(1)各書類の提出先(事務局)

〒594-8501

住所:大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

事務局:和泉市教育委員会 教育・こども部 学校園管理室(5階)

TEL:0725-99-8230(直通) FAX:0725-43-5220

アドレス:kyo-hokyu@city.osaka-izumi.lg.jp

応募に関する手続きについて

10. 実施要領等の配付期間

- (1) 配布方法:和泉市ホームページから実施要領等をダウンロードできます。
- (2) 配布期間:令和6年6月12日から令和6年6月24日まで

11. 参加意思表明

- (1) 本プロポーザルに参加の意思がある事業者は、次のとおり参加表明書等を事務局まで提出してください。
 - ①提出書類 : ア 参加表明書【様式1号】
イ 法人・団体の概要【様式2号】
ウ 応募者の資格・欠格事項確認書【様式3号】
エ 契約実績報告書【様式4号】
オ ISO/IEC27001等の証明書類
 - ②提出部数 : 各1部
 - ④提出場所 : 和泉市教育委員会 教育・子ども部 学校園管理室(和泉市府中町二丁目7番5号 5階)
 - ⑤提出方法 : 持参又は郵送(期限必着)
 - ※郵便事故等について、市は責任を負わない
 - ※郵送の場合は書留又は簡易書留とする
 - ⑥提出期間 : 令和6年6月12日から令和6年6月24日まで(土曜日、日曜日、祝日除く)
 - ⑦受付時間 : 9時から17時まで(持参の場合)

12. 質疑回答

- (1) 「実施要領」及び「仕様書」に関して質問の有無に関わらず、次のとおり質問書を事務局まで提出してください。受け付けた質問は、取りまとめを行い、参加表明書の提出(参加辞退書の提出のあった事業者は除く。)のあった全ての事業者に回答いたします。(回答には会社名等は表示しません)なお、質問書の提出期間外での質問は受け付けません。
 - ①提出書類 : 質問書【様式5号】
 - ②提出方法 : メール
 - ③受付期間 : 令和6年6月12日から令和6年6月26日正午まで
 - ④回答日 : 令和6年7月2日
 - ⑤回答方法 : メール
 - ⑥アドレス : kyo-hokyu@city.osaka-izumi.lg.jp

13. 企画提案参加申込

- (1) 参加表明書を提出した事業者(参加辞退書提出者は除く。)は、次のとおり、企画提案書等を事務局まで提出してください。
 - ①提出書類 : ア 企画提案書【様式7号】
イ 積算書(提案価格書)【様式8号】

ウ 要求事項確認書【様式9号】

- ②提出部数：ア 企画提案書【様式7号】：各1部（正本1部、副本1部）
※1部ずつA4版フラットファイルに綴ること
※副本には団体（会社）名または商号等提案事業者を特定できる情報は削除すること
※正本及び副本について、データ形式による提出も行うこと
イ 積算書（提案価格書）【様式8号】：1部
ウ 要求事項確認書【様式9号】：1部
- ③提出場所：和泉市教育委員会 教育・子ども部 学校園管理室（和泉市府中町二丁目7番5号 5階）
- ④提出方法：持参又は郵送（期限必着）
※郵便事故等について、市は責任を負わない
※郵送の場合は書留又は簡易書留とする
- ⑤提出期間：令和6年7月3日から令和6年7月12日まで（土曜日、日曜日、祝日除く）
- ⑥受付時間：9時から17時まで（持参の場合）

14. 企画提案参加の辞退

- （1）参加表明書を提出した事業者で、企画提案（プロポーザル）に参加しない場合は、次のとおり、参加辞退書を事務局まで提出してください。
- ①提出書類：参加辞退書【様式6号】
- ②提出部数：1部
- ③提出場所：和泉市教育委員会 教育・子ども部 学校園管理室（和泉市府中町二丁目7番5号 5階）
- ④提出方法：持参又は郵送（期限必着）
※郵便事故等について、市は責任を負わない
※郵送の場合は書留又は簡易書留とする
- ⑤提出期間：2次選定の前日まで
- ⑥受付時間：9時から17時まで（持参の場合）

15. 選定方法

- (1) 選定は1次選定及び2次選定の2段階選定方式により行う。
- (2) 1次選定は、事務局において、別添「選考評価基準」に基づき、提出された業務実績書に基づく「業務実績点」、積算書に基づく「価格評価点」、要求事項確認書から採点した「機能評価点」により、合計点が高い者から順に4者を選定する。ただし、参加表明者が4者以内の場合は1次選定を省略し、2次選定のみ実施する。
- (3) 2次選定は、選定委員会において、別添「選考評価基準」に基づき、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等審査により行う。
- (4) 2次選定の結果、「価格評価点」を除いた「評価項目点」と「機能評価点」の合計点が6割以上かつ総合得点が最も高い者を優先交渉権とし、本契約の交渉を行う。ただし、交渉の段階で不調に帰した場合は、次に総合得点が高い次点交渉権者と交渉を行う。なお、申請が1者の場合も選考を実施する。
- (5) 総合得点が同点の場合には、「評価項目点」の点数により選定する。
- (6) 選定結果は、参加者すべてに通知する。

16. 2次選定(プレゼンテーション審査)の実施

- (1) 実施日程：令和6年7月26日 予定
- (2) 実施場所：場所・時間の詳細について提案事業者ごとに設定し、令和6年7月19日通知予定
- (3) 実施方法：
 - ① 時間は1者につき概ね25分とする。(プレゼンテーション15分、質疑等10分)
 - ② 参加できる人数は3名までとする。
 - ③ プレゼンテーションは提案書に基づき行うものとし、パソコン等持ち込み機器の使用は可能とする。
※セッティング時間はプレゼンテーションに含まないものとする。
※プロジェクター・スクリーンは事務局で準備する
 - ④ 実施中における他の参加者の情報は一切提供しない
 - ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングでの発言を含む議事録を作成すること。議事録は優先交渉権者となった場合に、速やかに提出し和泉市の承認を受けること。優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次点交渉権者が提出することとする。
 - ⑥ 会場内での発言については、提案書と同等の取扱いとする。

17. 評価基準及び配点

- (1) 「選考評価基準」のとおり

18. 選定の結果通知及び公表

- (1) 優先交渉権者の決定後、企画提案者全員に対して結果を書面にて通知する。
- (2) 通知時期：令和6年7月下旬日 予定
- (3) 優先交渉権者の決定後、次の内容を市ホームページにて公表する。

- ①優先交渉権者名及び総合得点
- ②全参加者の名称(辞退、失格等を含む申込順)
- ③全提案事業者の名称(申込順)
- ④全提案事業者の総合得点(総合得点順)
- ⑤全提案者の採点項目ごとの各委員の点数
- ⑥優先交渉権者の選定理由
- ⑦選定委員の所属及び氏名

※③と④及び③と⑤の対応関係は明らかにしない。

※提案者が2者の場合は、①②③⑥⑦は公表するが、④⑤は公表しない。

19. 留意事項

- ①本プロポーザルに係る一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- ②提出後の書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではない。
- ③採用した提案書等の著作権は、本市に帰属する。ただし、不採用となった提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ④提出された提案書等は、返却しないものとする。
- ⑤提出された提案書等は、必要な範囲において複製をすることがある。
- ⑥本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- ⑦審査結果等についての不服及び異議申し立ては一切認めない。
- ⑧このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。なお、提案者における競争上の地位及び利害を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当すると考えられる部分については、予め文書により申し出ること。

20. 様式

- (1) 【様式1号】 参加表明書
- (2) 【様式2号】 法人・団体の概要
- (3) 【様式3号】 応募者の資格・欠格事項確認書
- (4) 【様式4号】 契約実績報告書
- (5) 【様式5号】 質問書
- (6) 【様式6号】 参加辞退書
- (7) 【様式7号】 企画提案書
- (8) 【様式8号】 積算書（提案価格書）
- (9) 【様式9号】 要求事項確認書

21. その他資料

- (1) 学校給食管理システム導入業務 仕様書
- (2) 選考評価基準

22. 問い合わせ先

住 所:大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

事務局:和泉市教育委員会 教育・こども部 学校園管理室(5階)

TEL :0725-99-8230(直通) FAX :0725-43-5220

Mail :kyo-hokyu@city.osaka-izumi.lg.jp

ホームページ:<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp>